

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、掲載している事業・イベント等は、中止または日程が変更となる場合がありますので、開催予定について各問合せ先へ事前にご確認ください。よろしくお願いいたします。

2020
5

町からのお知らせ

〈野木町役場〉0280(57)4111代表 〈野木町公式ホームページ〉<http://www.townnogilg.jp/>

※町の事業の申込受付は、特に指定のない限り土・日曜日、祝日、年末年始を除く8時30分～17時15分
(「としょかん」「こどもひろば」「生涯学習」「スポーツ」「野木ホフマン館」「エニスホール」を除く)

今月の納期 【固定資産税】第1期 【軽自動車税】全期

各種業務休止・停止のお知らせ

マイナンバーカード日曜交付休止

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、5月1日(金)から当分の間休止します。

問住民課 ☎(57)4126

延長窓口業務休止

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、5月1日(金)から当分の間休止します。

問住民課 ☎(57)4126

問税務課 ☎(57)4124

証明書コンビニ交付サービス休止

国のシステムメンテナンス作業のため、5月2日(土)～6日(水)の終日、各種証明書等のコンビニ交付の利用ができなくなります。

印鑑登録証明書・住民票の写しが必要な方は、事前のご利用をお願いします。

問住民課 ☎(57)4126

マイナンバーカード交付等の一部業務停止

📅 5月20日(水)

※翌日5月21日(木)からは通常どおり

【停止理由】 ネットワーク通信機器改修のため

【停止となる業務】

- ・マイナンバーカードの交付等
- ・広域交付住民票(野木町外の住民票)の発行
- ・住民基本台帳カード及びマイナンバーカードによる特例転入 など

問住民課 ☎(57)4126

ご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和2年4月からの後期高齢者医療制度の保険料率等について

保険料率は、高齢化の進展や医療技術の進歩等の影響による1人当たりの医療費の増加等に対応するため、2年に一度見直されることとなっています。

令和2・3年度の保険料率等については、次のとおりとなります。

	平成30・令和元年度		令和2・3年度
均等割額	43,200円	→	43,200円(変更なし)
所得割率	8.54%	→	8.54%(変更なし)
賦課限度額	62万円	→	64万円

【所得の低い方への軽減措置について】

均等割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準が上げられ、均等割額5割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が28万円から28.5万円に、2割軽減については、被保険者数に乗ずる金額が51万円から52万円に変わります。

【令和2年度以降の均等割額軽減特例措置の見直しについて】

保険料の軽減措置のうち、特例として実施している所得の低い方への均等割額の軽減特例措置が、世代間の負担の公平を図る観点などから、国の医療保険制度改革により、本来の軽減割合の7割軽減となるよう段階的に見直しが行われています。

令和2年度以降の所得の低い方への均等割額軽減特例措置の見直し内容は次のとおりです。

	令和元年度		令和2年度		令和3年度
軽減割合	8割軽減	➡	7割軽減		
	8.5割軽減	➡	7.75割軽減	➡	7割軽減

問栃木県後期高齢者医療広域連合

☎028(627)6805(代表)

問住民課

☎(57)4136